

告 示

埼玉県告示第百三十五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年三月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ（ $8R$ ）― $N \cdot N$ ―ジエチル―6―メチル―1―〔3―（トリメチルシリル）プロパノイル〕―9・10―ジデヒドロエルゴリン―8―カルボキシアミド（通称1S―LSD）及びその塩類

ロ N ―メチル― N ―プロピルトリプタミン（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）及びその塩類

ハ 5―ニトロ―2―〔4―プロポキシフェニル〕メチル―1―〔2―（ピロリジン―1―イル）エチル〕―1 H ―ベンゾ「 d 」イミダゾール（通称名Protoneitazepine、 N ―Pyrrolidinoprotoneitazene）及びその塩類

二 効力発生の日

令和七年三月六日